

# 自動継続スーパー定期貯金規定（複利型）

## 農業協同組合

- (自動継続)**
  - この貯金は、通帳または証書記載の満期日に前回と同一の期間のスーパー定期貯金に自動的に継続します。継続された貯金についても同様とします。
  - この貯金の継続後の利率は、継続日における当組合所定の利率とします。ただし、この貯金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
  - 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）の前営業日までにその旨を当店で申出てください。この申出があったときは、この貯金は満期日以後に支払います。
- (証書等の受入れ)**
  - 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を入力します。
  - 受入れた証券類が不渡りとなったときは貯金にのみならず、不渡りとなった証券類は、この貯金が通帳払いのときは、この貯金の通帳上の当該受入れの記載を取消したうえで、この貯金が証書払いのときは、この貯金の証書と引換えに、当店で返却します。

- (利息)**
  - この貯金の利息は、預入日（継続したときはその継続日）から満期日の前日までの日数および通帳または証書記載の利率（継続後の利率については前記第1条第2項の利率。以下、これを「約定利率」といいます。）によって6か月複利の方法で計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座に入金するか、または満期日に元金に繰り入れ継続する方法により支払います。ただし、利息を指定口座に入金できず、現金で受取る場合には、当組合所定の払戻請求書に届出の印印により記名押印して通帳または証書とともに当店に提出してください。
  - 継続を停止した場合のこの貯金の利率は、満期日以後にこの貯金ともども支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および前記第4条第3項の約定の普通貯金の利率により計算します。
  - この貯金を解約するときは、この貯金を満期日に解約する場合はおよび第4条第3項の約定より解約する場合には、その利息（以下、「前解約前日利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日、以下、同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に適用した利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法で計算し、この貯金ともども支払います。なお、預入日の1か月後の応当日に1万円以上1円単位の金額で満期日前に一部支払う場合には、前解約前日利息は、預入日から一部支払った日の前日までの日数および次の預入期間に適用した利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この貯金ともども支払います。また、約定利率を金額階層別に設けている場合で、一部支払いはの残高より金額階層も変更となる時は、一部支払った日から満期日の前日まで変更後の約定利率を適用します。

- 預入日の3年後の応当日としたこの貯金の場合
    - 6か月未満 解約日における普通貯金の利率
    - 6か月以上1年未満 約定利率×40%
    - 1年以上1年6か月未満 約定利率×50%
    - 1年6か月以上2年未満 約定利率×60%
    - 2年以上3年未満 約定利率×70%
  - 預入日の3年後の応当日の翌日から預入日の4年後の応当日までの日を満期日としたこの貯金の場合
    - 6か月未満 解約日における普通貯金の利率
    - 6か月以上1年未満 約定利率×10%または解約日における普通貯金の利率のうち、いずれか低い利率
    - 1年以上2年未満 約定利率×20%または解約日における普通貯金の利率のうち、いずれか低い利率
    - 2年以上3年未満 約定利率×30%
    - 3年以上4年未満 約定利率×60%
  - 預入日の4年後の応当日の翌日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの貯金の場合
    - 6か月未満 解約日における普通貯金の利率
    - 6か月以上2年未満 約定利率×10%または解約日における普通貯金の利率のうち、いずれか低い利率
    - 2年以上3年未満 約定利率×20%
    - 3年以上4年未満 約定利率×30%
    - 4年以上5年未満 約定利率×70%
- この貯金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

- (貯金の解約、書替継続)**
  - この貯金を解約または書替継続するときは、当組合所定の定期貯金申込書または定期貯金書替継続申込書に届出の印印により記名押印して通帳または証書とともに、当店に提出してください。
  - 前項の解約または書替継続の手段に用いて、当該貯金の解約または書替継続を受けるとして正当な権利を有することを承認するため当組合所定の本人確認資料の提示等の手続きを求めるところがあります。この場合、当組合が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続が行いません。
  - この貯金は、第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合にご利用すること、第1号、第2号AからFまたは第3号AからEのいずれにも該当する場合には、当組合はこの貯金の開設をお断りするものとします。また、次の各号のいずれにも該当し、貯金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの貯金を解約することができるものとします。

- 貯金者が貯金開設申込時に「本人確認資料」を提出したことが判明した場合
- 貯金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
  - 暴力団
  - 暴力団員
  - 暴力団準構成員
  - 暴力団関係者
  - 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
  - その他前各号に準ずる者
- 貯金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
  - 暴力団の要求行為
  - 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - 風説を流布し、偽計を用いたまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為
  - その他前各号に準ずる行為

- (届出事項の変更、通帳・証書の再発行等)**
  - 通帳・証書や印印を失ったときは、または、印印、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届けください。
  - 前項の印印、名称、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当組合に過失がある場合を除き、当組合は責任を負いません。
  - 通帳・証書または印印を失った場合この貯金の元金金支払いまたは通帳・証書の再発行は、当組合所定の手段をした後にに行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を含め、ご負担がなくなります。

- (成年後見人等の届出)**
  - 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他の必要な事項を書面によって当店に提出してください。
  - 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときには、直ちに任意後見人の氏名その他の必要な事項を書面によって当店に届けください。
  - すでに前項・保佐・後見開始の審判を受けられているとき、または任意後見監督人の選任がされているときにも、前2項と同様に、当店に届けください。
  - 前3項の届出事項に取消または変更が生じたときは、当組合にも同様に、直ちに書面によって当店に届けください。
  - 前4項の届出の前生じた損害については、当組合は責任を負いません。

- (印鑑照会)**

定期貯金解約申込書、定期貯金書替継続申込書、払戻請求書、誼届その他の書類に使用された印影を届出の趣旨と相当の注意をもって照し、相違ないものと認め取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があつてもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。なお、盗取された通帳・証書を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

- (盗取通帳・証書による払戻し等)**
  - 盗取された通帳・証書を用いて行われた不正な払戻し（以下、本条において「当該払戻し」といいます。）については、次の各号のすべてに該当する場合、貯金者が当組合に対して当該払戻しの額に相当する金額およびこれに付する約定利率の利息に手数料に相当する金額の補てんを請求することができます。
  - 通帳・証書の盗難に気づけずからすみやかに、当組合への通知が行われていること
  - 当組合の調査に対し、貯金者より十分な説明が行われていること
  - 当組合に対し、捜査機関に被害届を提出していることその他の盗取されたことが推測される事実を確認できるものを示していること
- 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが貯金者の故意による場合を除き、当組合は、当組合へ通知が行われた日の30日（ただし、当組合に通知することができないやむを得ない事情があることを貯金者が証明した場合は、30日によるその事情が継続している期間を加えた日数とします。）の日以降になされた払戻しの額に相当する金額およびこれに付する約定利率の利息に手数料に相当する金額（以下、「補てん対象額」といいます。）を前条本文にかかわらず補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについては、当組合が善悪かつ無過失であり、かつ、貯金者に過失（過失を除く。）があることを当組合が証明した場合は、当組合は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- 前2項の規定は、第1項にかかる当組合への通知が、通帳・証書が盗取された日（通帳・証書が盗取された日）が明らかでないときは、盗取された通帳・証書を用いて行われた不正な払戻しが最初に行われた日）から、2年を経過する日以後に行われた場合は、適用されないものとします。
- 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当組合が証明した場合には、当組合は補てんするものとします。
  - 当該払戻しが行われたことについて当組合が善悪かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること
  - 当該払戻しが貯金者の重大な過失により行われたこと
  - 貯金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと
  - 貯金者が、被害状況についての当組合に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと
  - 通帳・証書の盗取が、戦争、暴動等による善い社会秩序の混乱に際しまたはこれに付随して行われたこと
- 当組合が当該貯金について補てんに払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求に係ることはできません。また、貯金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。
- 当組合が第2項の規定にもとづく補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該貯金にかかわる払戻請求権は消滅します。
- 当組合が第2項の規定による補てんを行ったときは、当組合は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳・証書により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して貯金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

- (譲渡、買入れの禁止)**
  - この貯金および通帳または証書は、譲渡または買入れすることはできません。
  - 当組合がやむを得ないものと認め買入れを承諾する場合には、当組合所定の書式により行います。
- (通知等)**
  - 届出のあった名称、住所において当組合が通知または送付書類を送達した場合には、延滞または到達しなかつたときも通常到達すべき時に到達したものとみなします。
- (損害事故発生時における貯金者からの相殺)**
  - この貯金は、満期日が未到来である場合でも、当組合に農業協同組合貯金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当組合に対する借入金等の債務と関係する場合に限り当該相殺額について期限利益を失ったものと相殺するものとします。なお、この貯金に、貯金者の当組合に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当組合に対する債務で貯金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
  - 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
    - 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充分の順序方法を指定のうえ、通帳または証書は直ちに当組合に提出してください。ただし、この貯金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当組合に対する債務である場合には貯金者の保証債務が相殺されるものとします。
    - 前号の充分の指定のない場合には、当組合の指定する順序方法により充当いたします。
    - 第1号による指定により、債権保全上順序が生じるおそれがある場合には、当組合は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
  - 前項により相殺する場合は前記第1項に於いては、次のとおりとします。
    - この貯金者の利息の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日の前日までとして、利率は借入金等の債務の利率とするものとします。
    - 借入金等の債務の利息、割引引、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日までとして、利率、利率は当組合の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当組合の定めによるものとします。
    - 第1項により相殺する場合においては借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときは、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当組合の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるとします。

- (休眠預金等活用法に係る異動事由)**
  - この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。
    - 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込がなされる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。）
    - この貯金者の預金簿上、この貯金について休眠預金等活用法第3条第1項第1号に規定する事項があったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項第1号に「つくづく」公表（以下、本項において「公表」といいます。）の対象となっていない場合に限り。）
    - A 公告の対象となる貯金であるか該当性
    - B 貯金者等が公告の前回の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取住所
    - C 貯金者等からの申し出もとづく通帳または証書の発行、記帳もしくは継続があったこと
    - D 貯金者等からの申し出もとづく自動継続貯金の継続中止登録があったこと

- (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)**
  - この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいふものとします。
    - 第12条における異動が最後にあった日
    - 将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
    - 当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第1項第1号に規定する事項の通知を発送した日。ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合は当該通知を発送した日から1か月を経過した日（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によるまたは返送されたときを除く。）に限りします。
    - この貯金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等と該当することになった日
    - 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいふものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
      - 預入期、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの貯金にあっては、初回満期日）
      - 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日
        - 第12条に掲げる異動事由
        - 当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発送したこと。ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合は当該通知を発送した日から1か月を経過した日（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によるまたは返送されたときを除く。）に限りします。
        - 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと

- この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となつたこと
- 当該手続が終了した日
- 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていること（ただし、当組合が入出金の予定を把握することができると限り。）

- (休眠預金等代替金に関する取扱い)**
  - この貯金について長期滞りなくお取扱いがない場合、休眠預金等活用法にもとづくこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に当貯金休眠預金等代替金債権を有することになります。
  - 前項の場合、貯金者等は、当組合を通じてこの貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、貯金者は、当組合に対して有していた当該債権を取得する方法により、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。
  - 貯金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当組合に委任します。
    - この貯金に係る休眠預金等代替金債権を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと
    - 当組合が、次の各号に掲げる事由を満了した場合に限り、貯金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金債権の支払を請求することを要します。
      - 当組合がこの貯金に係る休眠預金等代替金債権について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること
      - 前項にもとづく取扱いを行う場合に、貯金者等が当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法にもとづく支払うこと
  - 本条については、休眠預金等活用法にもとづくこの貯金に係る債権が消滅したことに伴い、本契約の解除をした場合であっても存続するものとします。
- (規定の変更等)**
  - この規定の各条項は、金融事情その他の状況の変化によりその他の相当の事由があると思われる場合には、店頭表示その他の相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
  - 前項の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用するものとします。